

# パソコン塾アットミラクル 健康体操 会員規約

## 第1章 「規約」

当規約はパソコン塾アットミラクル（以下「当会」といいます）の会員様の権利と義務また遵守すべき事項を記載したものです。本規約のほか、当会ホームページや店内告知により会員様に周知される情報と合わせて当会規約となります。

## 第2章 「目的」

会員の方に、健康を目的とした体操を教授することにより、健康を維持するための場を提供することを目的とします。

## 第3章 「サービス」

当会は、健康体操のサービスを有料にて提供します。

当会内におけるサービスは、入会における説明パンフレットを基に行います。

## 第4章 「会員種別」

会員種別は、年齢に関係なく種別はありません。

## 第5章 「入会」

所定の「入会申込書」に記入し、会員証発行代金を支払うことにより、入会することが出来ます。理由によらず、入会金の返金はありません。また、以下の場合、入会できないことや、退会していただく場合があります。

- 1) 自ら退会を申し出た場合
- 2) サービスを受けて、その料金を支払わなかった場合
- 3) 入会申込者が実在しない、または虚偽申告した場合
- 4) 入会申込者が本規約または法令に違反した場合
- 5) その他、当会が会員であることを不適切と判断した場合

## 第6章 「会員証」

入会申込書を提出し会員と認められた方には、会員証を発行いたします。

受講に関しては、会員証をご持参ください。

会員証の有効期間は発行より1年間とし、最終受講日より1年を超えて経過した場合は、自動的に退会となります。退会となった場合には再度入会手続きが必要となり、都度会員証発行代金が発生します。

最終受講日より1年未満にて次受講をされた場合は、会員証は無料にて自動継続となります。

会員証は他人に譲渡、または貸与することはできません。

会員証を紛失または著しく損傷した場合は、直ちにお届けください。再発行の手続きを行います。なお、会員証の再発行には315円を申し受けます。

## 第7章 「受講者」

受講者は、受講料を納入した会員様を対象とします。

## 第8章 「受講コース概要」

受講コースは、健康体操コースとなります。

受講コース時間は、講習時間割に定めたそれぞれの時間となり、時間の延長はございません。  
一つのコースを受講する場合、1ヶ月の間に8回の受講を一区切りとします。翌月からの受講は別途新規申込みとなります。

受講振り替えを除き、毎週2回の受講で8回の講習となります。

## 第9章 「受講コースおよび受講日の申込」

受講コースの申し込みは、前月1日から25日までの受け付けとなります。(25日が店舗休業日にあたる場合は、それ以前の開店日となります)

受講コースの申し込み人数により、ご希望に添えない場合がありますが、ご了承ください。

1ヶ月間の毎週の受講日は、受講コース申し込み時に決めて頂きます。

## 第10章 「受講日変更」

受講日を変更する場合は、受講する前日までにご連絡ください。当日の変更連絡はお受けできません。

受講日の変更は当月内での変更となります。翌月への振り替えは出来ません。

## 第11章 「受講中止、キャンセル」

受講途中での中止やキャンセルについて、すでにお支払頂いた受講料の返金はございません。

## 第12章 「受講料」

受講料は受講コースをお決め頂いた時点でのお支払いとなります。受講料は各コースにより異なり、受講料のご案内に記載する金額をお支払頂きます。

お支払頂いた受講料はいかなる理由においても返金はございません。

## 第13章 「教材費」

教材費はございません。

## 第14章 「休講」

当会の都合により、やむをえず休講する場合は、前日までに該当の受講者の方にご連絡の上、振り替え受講日についてご相談を申し上げますのでご了承ください。

## 第15章 「天候不順による休講」

台風などによる天候不順での休講について、以下の場合は休講と致します。

気象庁発表による、

- 1) 暴風警報発令時
- 2) 大雨警報発令時
- 3) 大雪警報発令時
- 4) 暴風雪警報発令時

休講となった時間の振り替えについては、月内での受講振り替えとなりますので、ご了承ください。

## 第16章 「退会」

会員は自己の都合により退会することが出来ます。

退会にあたっては、会員証をご返却頂きます。

会員証代の返金はございません。

## 第17章 「強制的な退会」

受講に際して他の受講者の迷惑になる等、本規約および一般の社会通念上、会員としてふさわしくないと当会が判断した場合は、当該受講者に対する講習を中止するとともに、退会して頂くことが出来るものとします。

退会者が被った精神的および金銭的な損害がある場合においても、当会は一切の責任を負わないものとします。

当会が退会と判断した場合は、会員証代、受講料の返金は出来ません。

## 第18章 「器物損壊」

受講者が故意に器物等を損壊させた場合は、損害金額を実費請求させていただきます。

故意に器物損壊を行おうとした場合は、即座に警察への届け出を行います。

## 第19章 「私有物の自責」

当会へ持ち込まれた私有物については、当会は一切の責任はおりません。

自己管理をお願いします。

## 第20章 「その他」

住所、電話番号等、入会申込書記載の内容に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

受講に際して、他の受講者のご迷惑になる行為（私語等）はお慎み下さい。

受講中の飲食、禁煙はご遠慮下さい。

## 第21章 「規約の変更」

会員の事前の同意を得ることなく、本規約は変更される場合があります。

会員は改正規約に同意しない場合は、退会することが出来ます。

なお、その際は未受講分の受講料を返金致します。

## 第22章 「受講拒否」

受講される場合、身体の不調および酒気帯び等において、当会が受講困難と判断した場合は、いかなる理由があっても受講を拒否できるものとします。

## 第23章 「免責」

受講にあたって、当会の支持に従わず怪我および体調を損なうことがある場合は、当会は一切の責任はおりません。

## 第24章 「その他」

健康体操は会員の方の健康を促す体操であり、必ずしも病気が治るというものではありません。体調に問題がある場合は、各医療機関にて受診してください。

初回施行 平成25年3月1日

パソコン塾アットミラクル

代表 高岡幸司